

教職員と児童及び保護者との連絡手段に関わる校内規程

1 趣旨

教職員と児童及び保護者との間の連絡手段に係る取扱いは、この規程の定めるところによる。

2 連絡手段

教職員と児童及び保護者との間の連絡手段は次のとおりとする。

(1) 固定電話，携帯電話，スマートフォン，パソコン等を利用した通話や電子メール

3 連絡手段に係る取扱いの原則

(1) 教職員が，保護者から連絡手段に関する情報（以下「連絡先の情報」という。）を取得するのは，校務運営上必要な場合に限ることとし，管理職の許可を得た上で行うこととする。また，教職員が児童及び保護者に対して教職員自身の連絡先の情報を提供する場合も同様とする。

(2) 取得できる連絡先の情報は，保護者の電話番号，メールアドレスに限る。対象は，校務運営上必要かつ担任する児童の保護者に限る。取得した連絡先の情報が不要となったときは，速やかに削除することとする。

(3) 教職員は，児童及び保護者との間で，私的な連絡等を行わないこととする。個人的な悩み等の相談については，関係教職員による個別面談を原則とする。状況によっては管理職への報告を行う。

(4) 教職員と保護者との間の連絡は，児童の生活・学習状況の確認，PTA活動，授業，学校行事等の実施に当たり必要な場合及び緊急連絡を行う必要がある場合に限ることとする。

(5) 連絡を行う時間帯は，緊急の場合を除き，原則として勤務時間内とし，勤務時間を超える場合は管理職の許可を得る。

4 その他

本規程の内容については，必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

附 則

令和3年1月15日制定

令和6年8月31日改訂 （下線部）